

ファクシミリ通信網サービス契約約款【現改比較表】 2026年2月6日現在

~2026年2月28日

2026年3月1日~

▲ファクシミリ通信網サービス契約約款（平成11年経企第32号）

(令和7年7月1日現在)

目次（略）

第1章～第12章（略）

別記（略）

料金表

通則

1～4（略）

4の2～3の規定による月額料金の日割のうち、料金表第1表（料金）第1（基本料金）2（料金額）の2～3（[ユニバーサルサービス料](#)）及び2～4（電話リレーサービス料）に規定する料金の算出に当たっては、その料金を合算して適用します。

5～14（略）

第1表 料金

第1 基本料金

1 適用

区分	内容
(1) (2)（略）	（略）
(3) ユニバーサルサービス料 の適用	当社は、2～3に規定する ユニバーサルサービス料 については、第4種契約者、臨時第4種契約者若しくは第5種契約者（同一料金月内で契約者識別符号ごとに第2（通信に関する料金）及び第3（手続きに関する料金）に規定する料金並びに第2表（工事に関する費用（工事費））に規定する工事費が発生しない場合を除きます。）又は契約者（付加機能（特定番号着信機能又は発信者課金型特定番号着信機能に限ります。）を利用している者に限ります。）に適用します。
4（略）	（略）

2 料金額

2～1～2～2（略）

▲ファクシミリ通信網サービス契約約款（平成11年経企第32号）

(令和8年3月1日現在)

目次（略）

第1章～第12章（略）

別記（略）

料金表

通則

1～4（略）

4の2～3の規定による月額料金の日割のうち、料金表第1表（料金）第1（基本料金）2（料金額）の2～3（[電話ユニバーサルサービス料](#)）及び2～4（電話リレーサービス料）に規定する料金の算出に当たっては、その料金を合算して適用します。

5～14（略）

第1表 料金

第1 基本料金

1 適用

区分	内容
(1) (2)（略）	（略）
(3) 電話ユニバーサルサービス料 の適用	当社は、2～3に規定する 電話ユニバーサルサービス料 については、第4種契約者、臨時第4種契約者若しくは第5種契約者（同一料金月内で契約者識別符号ごとに第2（通信に関する料金）及び第3（手続きに関する料金）に規定する料金並びに第2表（工事に関する費用（工事費））に規定する工事費が発生しない場合を除きます。）又は契約者（付加機能（特定番号着信機能又は発信者課金型特定番号着信機能に限ります。）を利用している者に限ります。）に適用します。
4（略）	（略）

2 料金額

2～1～2～2（略）

ファクシミリ通信網サービス契約約款【現改比較表】 2026年2月6日現在

~2026年2月28日

2026年3月1日~

2-3 ユニバーサルサービス料

2-3-1 第4種ファクシミリ通信網サービスに係るもの

1契約ごとに

区分	料金額	
	第4種契約のもの (月額)	臨時第4種契約のもの (日額)
<u>ユニバーサルサービス料</u>	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額	左欄の額に1/30 を乗じて得た額

備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、Webサイト (<https://www.tca.or.jp/universalservice/>) で公表します。

2-3-3 電話ユニバーサルサービス料

2-3-1 第4種ファクシミリ通信網サービスに係るもの

1契約ごとに

区分	料金額	
	第4種契約のもの (月額)	臨時第4種契約のもの (日額)
<u>電話ユニバーサルサービス料</u>	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額	左欄の額に1/30 を乗じて得た額

備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、Webサイト (<https://www.tca.or.jp/universalservice/>) で公表します。

2-3-2 第5種ファクシミリ通信網サービスに係るもの

1契約者識別符号ごとに月額

区分	料金額
<u>ユニバーサルサービス料</u>	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額

備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、Webサイト (<https://www.tca.or.jp/universalservice/>) で公表します。

2-3-2 第5種ファクシミリ通信網サービスに係るもの

1契約者識別符号ごとに月額

区分	料金額
<u>電話ユニバーサルサービス料</u>	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額

備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、Webサイト (<https://www.tca.or.jp/universalservice/>) で公表します。

2-3-3 特定番号着信機能に係るもの

1契約ごとに月額

区分	料金額
<u>ユニバーサルサービス料</u>	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額

備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、Webサイト (<https://www.tca.or.jp/universalservice/>) で公表します。

2-3-3 特定番号着信機能に係るもの

1契約ごとに月額

区分	料金額
<u>電話ユニバーサルサービス料</u>	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額

備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、Webサイト (<https://www.tca.or.jp/universalservice/>) で公表します。

2-4 (略)

第2～第3 (略)

第2表～料金表別表 (略)

2-4 (略)

第2～第3 (略)

第2表～料金表別表 (略)

附則(令和8年2月3日 CAS 1サ第000400010005-01号)

この改正規定は、令和8年3月1日から実施します。